

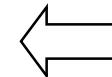
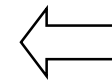


## 災害時の警戒レベル4の避難情報が「避難指示」に一本化されました

災害対策基本法の改正（5月20日施行）により、災害時の警戒レベル4避難勧告が廃止され、避難指示に一本化されました。

これまで警戒レベル4には、避難勧告と避難指示（緊急）がありましたが、避難のタイミングを明確にするため避難指示に一本化し、避難勧告を発令していたタイミングで避難指示を発令することとなりました。

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	新たな避難情報等
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
<b>&lt;警戒レベル4までに必ず避難！&gt;</b>			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への関心を高める	早期注意情報（気象庁）



これまでの避難情報等
災害発生情報 （発生を確認したときに発令）
・避難指示（緊急） ・避難勧告
避難準備・高齢者等避難開始
大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
早期注意情報 （気象庁）

- ・警戒レベル5 災害が発生・切迫し、警戒レベル4での避難場所等への避難が安全にできない場合に、避難場所等への避難から、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保する行動へと促す情報が、警戒レベル5「緊急安全確保」として位置づけられました。市町村が災害の状況を実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ・警戒レベル4 「危険な場所」とは立ち退き避難をしなければ命が脅かされる場所のことで、「全員」とは「危険な場所」にいる住民を指し、危険な場所にいる人が避難すべきであることを意味しています。
- ・警戒レベル3 早期の避難を促す対象者を明確にするため、警戒レベル3の名称が「高齢者等避難」に見直されました。高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

## ごみは決められた集積所に出してください

家庭ごみは、正しく分別して、決められたごみ集積所へ、収集日の朝8時までに出示しましょう。

ごみ集積所は、利用者からの申請により設置されており、集積所ごとに決められた方でなければ利用できません。集積所の清掃・管理もその方が行わなければなりません。

しかし、その集積所の利用者ではない人が、通りすがりなどにごみを捨てて困るとの苦情が寄せられています。

決められた集積所以外にごみを出すことは不法投棄にあたり、犯罪行為となりますので、絶対にやめましょう。

違反した場合には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科せられます。

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

## ごみは責任をもって出してください

ごみの分別が正しくされていなかったり、指定日以外に出されたごみについては、収集されません。

もし、そのまま放置されたままになると、ごみ集積所の管理をされている方々が、分別、排出をしなければならなくなり、大変な迷惑をかけることになります。

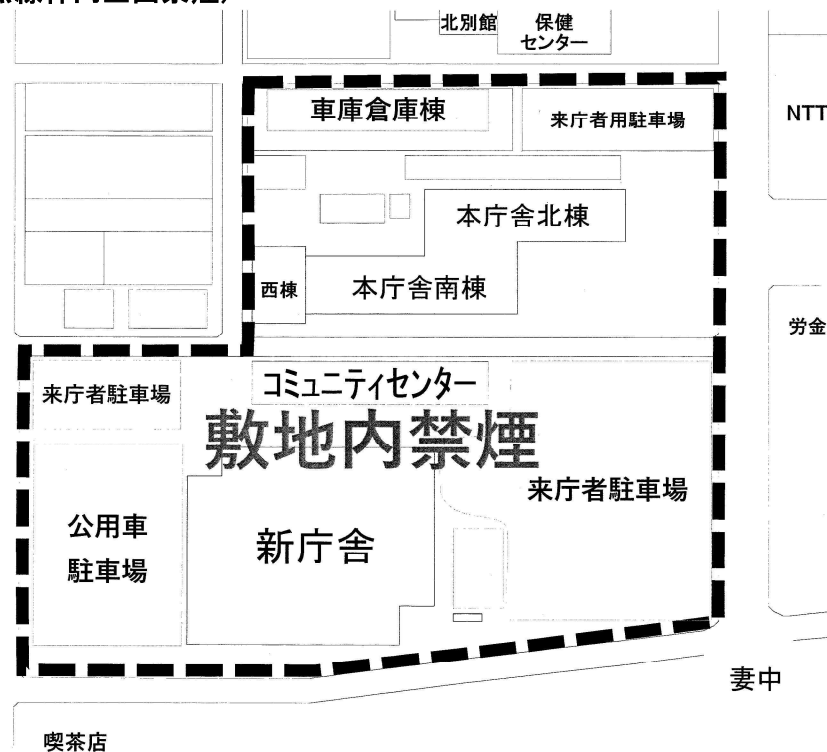
収集されなかったごみは、排出者の責任において回収し、正しく分別し直してから改めて出してください。

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

## 庁舎敷地内全面禁煙について

令和元年7月1日より「健康増進法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、市役所庁舎内禁煙としておりましたが、受動喫煙防止対策の推進に向け、6月1日より庁舎敷地内禁煙を実施いたします。なお、7月に予定している新庁舎開庁後も継続実施することとしております。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### (点線枠内全面禁煙)



(文書取扱・問合せ：財政課 契約管財係 43-3680)

## 高齢受給者証交付式の中止について

毎月、70歳になられる国保加入中の方に「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を交付するため交付式を開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染症予防のため、今年度中は交付式を中止としました。70歳の誕生日を迎えられる方につきましては、該当する月末に「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を郵送で送付いたします。

制度について、詳しく知りたい方はお気軽にご連絡ください。

(文書取扱・問合せ：健康管理課 国保係 43-0378)

## 後期高齢者医療被保険者証交付式 の中止について

75歳になられる方は、後期高齢者医療制度に加入することになります。加入に際して「被保険者証」を交付するため交付式を開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染症予防のため、今年度中は交付式を中止としました。75歳の誕生日を迎えられる方につきましては、誕生日の前月に「被保険者証」を郵送で送付いたします。

制度について、詳しく知りたい方はお気軽にご連絡ください。

(文書取扱・問合せ：健康管理課 高齢者医療係 43-0378)

## 水道メーター交換のお知らせ

上下水道課では、水道メーターの交換を7年に1回行っています。今年度の交換対象地区は、以下のとおりです。

6月から令和4年3月の間でメーター交換を行いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、地区名につきましては検針区名を使用しています。実際の地区名とは若干異なりますのでご了承ください。

また、このメーター交換での個人費用負担は、一切必要ありません。

交換対象地区名	
妻穂北	松田、寺原、山路、石貫、稚児ヶ池
	杉安、坂江、椿原、島内、永谷、下水流、串木
	南方住宅、島内住宅
	御舟町桜川町、小野崎
三納	湯牟田
上三財	牧野、小森、上の宮、小野、田野、棧敷野
下三財	岩崎、亀塚、井尻、戸敷、前原、月中
藤田	久米田
加勢	八双田、下加勢

※対象地区内であっても長い間使用していない所など、交換を行わない所もあります。

※交換対象地区以外でもメーターが古い場合など、場合によっては交換することがあります。

※交換業者に対して、身分証明書を発行しておりますので、ご不明な場合はご確認ください。

(文書取扱・問合せ：上下水道課 水道工務係 43-1326)

## 新型コロナウイルス感染症対策

# 「産業基盤維持・育成事業補助金」のご案内

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大による経営環境に与える影響を乗り越えるため、終息後の事業再開に向けて市内の小規模事業者等が行う経営改善及び新たなビジネス等にチャレンジする取組みに係る経費の一部について補助金を交付します。

- 1. 対象事業者**
  - ①市内で事業を営んでいる又は営む予定の小規模事業者
  - ②市内に本社を置く中小企業
  - ③本市の誘致企業
- 2. 補助事業**
  - ①[経営改善事業] 販路拡大や商品開発、集客の増加等経営改善を図るために取り組む事業
  - ②[新ビジネス構築事業] 新分野又は新事業へ取り組む事業

※ただし、上記①②ともに商工会議所等の指導・助言により策定された経営計画に基づく事業計画書が必要です。
- 3. 対象となる主な経費** 機械装置等費、広報費、旅費、開発費、資料購入費、借料など、経営改善等に必要と認められる経費

#### 4. 補助の内容

補助対象経費	補助率	補助限度額
①経営改善事業	3分の2以内	30万円
②新ビジネス構築事業	3分の2以内	100万円

- 5. 補助申請の期間** 6月から12月末まで ※ただし、予算の上限に達した場合、申請受付終了となります。
- 6. その他** 補助金の交付決定を行う前に事業に着手している場合は、**補助の対象外**となります。
- 7. 問合せ先** 商工観光課 産業振興係 43-3222

(文書取扱：商工観光課)

## 古い家屋の取壊しに市の補助が利用できます

将来的に周辺に影響を及ぼすおそれのある住宅等の除却を推進し、地域の良好な居住環境の確保を図るため、住宅等を除却する所有者等の申請に基づき、予算の範囲内において費用の一部を補助します。

### 《主な内容》

対象施設・市内に所在する昭和56年5月31日以前に建築された、所有者等が個人である住宅等  
 ・原則として所有権以外の権利が設定されていないこと

対象者 対象施設の所有者等で、市税の滞納がないこと

主な要件・住宅等の存在する敷地を更地にする工事であること  
 ・市内の施工業者が行う工事であること  
 ・除却後の跡地について、3年を経過しないうちに建築物の新築、売買、営利を目的とする事業に使用する等の活用はできないこと（一定の条件を満たす転入者への売却を除く）

対象経費 住宅等の解体、撤去及び処分並びに解体後の土地の整備に要する費用

補助金額 対象経費の1/3以内（上限60万円）

その他 申請を考えている方は、上記以外にも要件等がありますので事前に生活環境課（43-1589）までお問い合わせください。

（文書取扱：生活環境課）

## 農業者年金受給者の皆さまへ

農業者年金基金より5月末までに現況届の用紙が送付されています。送付を受けた方は、必ず以下のとおり記入をされてから、6月30日までに農業委員会に提出してください。

### ●記入の仕方

現況届の受給権者の欄に年金を受給している方ご本人が住所、氏名、生年月日、電話番号を記入してください。また、自己チェック欄がある方は必ずマルを付けてください。代理で家族の方等が記入する場合は代理人の欄に代理人の住所、氏名、電話番号、受給権者との関係を記入してください。記入後に農業委員会「西都市役所西庁舎3階（西都児湯医療センターの北側にある4階建庁舎）」に提出してください。

※現況届の用紙を破損・紛失等された方については、農業委員会に予備がありますので、お問い合わせください。

※手続きは、代理の方でも結構です。

### ●受給者が死亡・転出された場合の手続きについて

#### ①死亡された方の場合

現況届の手続きは不要です。ただし、死亡の届出をされていない場合は、早急に印鑑と死亡年月日等が確認できる戸籍謄本（コピーでも可）をもって、農業委員会まで手続きにおいでください。

#### ②市外へ転出された方の場合

転出先の市町村で現況届の手続きをしてください。ただし、住所変更届が必要になりますので、西都市農業委員会までお問い合わせください。

※6月15日（火）までは西都市役所西庁舎1階の玄関で受付をしていますので、お早めの手続きが便利です。

（文書取扱・問合せ：農業委員会 43-3595）

## 電気柵等の補助金について

有害鳥獣対策として、電気柵・爆音機・箱わな設置の補助金助成を行います。対象者は次の条件を満たした方で、申込み順となります。

- \*西都市内に在住している農家であること。
- \*西都市内の農地へ翌年3月末までに設置が可能であること。
- \*市税・県税に未納が無いこと。

電気柵、爆音機については資材一式での購入が補助対象となり、機械等の単品購入は該当しません（例：電柵用バッテリー単体購入は対象外）。箱わなについては大型獣用1基が補助対象となりますが、箱わなの設置には『わな猟免許』が必要となります。

補助対象経費にはそれぞれ上限があり、上限の3分の2以内が補助対象となります。

なお、いずれも申込み前の購入・設置については補助対象となりませんので、ご注意ください。

補助対象経費の上限額については、次のとおりです。

- ◎イノシシ・アナグマ用  
電気柵2段張り・500メートルまで 122,000円
- ◎シカ用  
電気柵4段張り・750メートルまで 280,000円
- ◎サル用  
電気柵8段張り・500メートルまで 377,000円
- ◎爆音機  
資材一式 63,000円
- ◎箱わな  
大型獣用 63,000円

(文書取扱・問合せ：農林課 林務係 32-1013)

## 耕地災害復旧申請について

梅雨をむかえ大雨・台風等の災害が気になる季節となりました。災害はいつ、どんな形でやってくるか分かりません。

関係者の皆さんは次のことに注意していただき、被害を未然に防止するよう心がけてください。

1. 農地・農業用施設の被害を未然に防ぎ、または被害を最小限にとどめるため、気象予報に注意し、農地・農業用施設の巡回及び点検に努めてください。ただし、降雨・夜間時の巡視及び操作管理は大変危険ですので、巡視等を延期するなど、安全管理に万全のご配慮をお願いします。
2. ため池等の災害は、被害が人命・家屋等に及ぶこともありますので、管理者は次のことに注意してください。
  - イ. 大雨の恐れがあるときは、事前に水位を落としておくこと
  - ロ. 余水吐等の点検をし、排水の阻害となる流木・浮遊物等の除去に努めること
  - ハ. 堤体の草刈りを行うとともに、樹木・竹等がある場合は伐採しておくこと
3. 田・畑等については、排水口を2～3箇所設置し、雨が降る前には水切りを行うこと
4. 排水路内に通水を阻害するような物がないか点検し、ある場合は除去しておくこと
5. 頭首工（井堰）等で堰板により堰止めをしている所については事前に撤去しておくこと

**農地・農業用施設が被災した場合、速やか（原則被災から2週間以内）に報告してください。**

被害報告が遅れますと災害補助が受けられない場合があります。

(文書取扱・問合せ：農林課 農村整備係 43-3432)

## 小・中学校の教科書を展示します

小・中学校の教科書を以下のとおり展示します。これは、小・中学生をもつ保護者をはじめとする地域の方々に、現在、学校で使用している教科書がどのようなものかを広く理解していただくことを目的としております。

自由観覧ですので、ご家族おそろいのうえ、お気軽にお越しください。

- 1 展示期間 6月11日（金）～27日（日）  
※休館日：月曜日（6月14日・21日）
- 2 観覧時間 午前9時～午後7時
- 3 展示会場 市立図書館
- 4 展示本 現在使用中の小・中学校用教科書

（文書取扱・問合せ：教育政策課 43-3438）

## 第16回西都市長杯パークゴルフ大会の延期について

6月23日（水）に開催を予定していた第16回西都市長杯パークゴルフ大会ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大リスクを考慮し、開催延期を決定いたしましたのでお知らせいたします。

参加を予定されていた皆さま並びに関係各位には多大なるご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、延期後の日程等につきましては、本市における新型コロナウイルスワクチンの接種状況を考慮したうえで、改めて案内をさせていただく予定です。

（文書取扱・問合せ：スポーツ振興課 43-3478）

## 妻駅舎跡駐車場の占有について

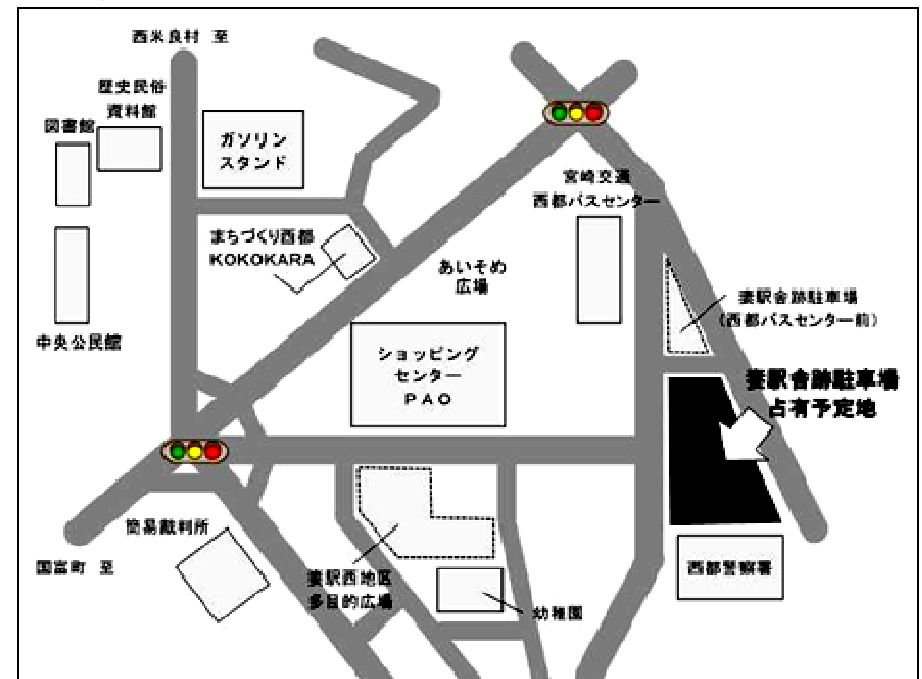
西都市新庁舎建設事業に係る工事従事者の増員に伴い、「工事従事者専用駐車場（有償）」として、妻駅舎跡駐車場の全敷地内を占有させていただきます。

商店街をご利用の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

占有期間：6月15日（火）まで

工事の進捗状況により変更する場合があります。

※その他公設市街地駐車場（妻駅西地区多目的広場と妻駅舎駐車場〔宮崎交通西都バスセンター前〕）は利用可能です。



（文書取扱・問合せ：商工観光課 まちづくり振興係 43-3222）



## 今年度の地籍調査事業について

国土調査法に基づく地籍調査について、今年度は以下の範囲（大字鹿野田の一部）に対し現地調査を実施します。範囲内の土地の所有者（登記名義人又は相続人）は、現地における立会（境界確認）等へのご協力をお願いします。説明会等の詳細につきましては後日、所有者宛に郵送にてご案内いたします。

また、昨年度に航空写真等を用いた国直轄のモデル事業として、大字八重の基本調査を実施しましたが、今年度は継続事業としてその成果を用いた地籍調査を実施する予定です。この調査についても後日、郵送にてご案内しますのでご協力をお願いします。

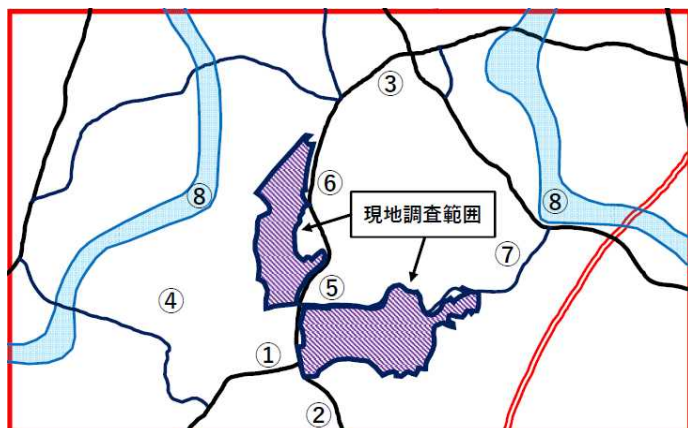
### 【地籍調査対象地域】

○大字鹿野田の一部

【小字】岡迫・寺田・野中田（一部）・原口・奥・水口ヶ迫・冬切

○大字八重の一部

【小字】長藪・元村



- ① 都於郡小学校
- ② 都於郡中学校
- ③ 都於郡体育館
- ④ 都於郡城跡
- ⑤ 原向公民館
- ⑥ 坂の下公民館
- ⑦ 筑後公民館
- ⑧ 三財川

(文書取扱・問合せ：税務課 地籍調査係 43-1061)

## 西都都市計画用途地域の変更(案)及び 地区計画(案)に関する公聴会のお知らせ

調殿地区にある西都商業高校跡地につきまして、用途地域の変更及び地区計画策定作業を行っております。

この案に対する皆さまのご意見をお聞きするために以下の日程で**公聴会**(※)を開催します。ご希望の方は下記問合せ先までご連絡ください。

(※) 市が計画に反映させるために、地域住民などの意見を直接聞く場です。公述人の申込みがない場合には、公聴会は中止いたしますので、開催については以下の問合せ先にご確認ください。

### ●公聴会と公述人申込み方法など

【公聴会の対象案件】 西都都市計画用途地域の変更(案)  
西都都市計画地区計画の決定(案)

【公述人募集の期間】 6月11日(金)まで

【公聴会の開催日時】 6月16日(水) 午前9時30分開始

【公聴会の開催場所】 市コミュニティセンター3階 研修室

【公述人申込み方法】 公述申出書を問合せ先に電話・ファックスで請求し、意見の要旨など必要事項を記入の上申込みください。

(お問合せ) 建設課 都市デザイン係

TEL: 43-1321 FAX: 43-2067

(文書取扱：建設課)

## 農業次世代人材投資事業説明会を開催します

令和3年度農業次世代人材投資事業（経営開始型）について、以下の日程で説明会を開催します。事業の内容を詳しく知りたい方や事業資金の交付を予定されている方はご参加いただきますようお願いいたします。また、参加を希望される方は事前に農林課農業創生係までご連絡をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、参加される方は必ずマスクの着用をお願いいたします。また、感染症の影響でやむを得ず説明会を中止させていただく場合がありますのでご了承ください。

**日時：6月23日（水）午後1時30分～**  
**場所：市コミュニティセンター2階 図書室**

◇当該事業の対象者は以下のとおりです。

1. 農業経営を開始し5年を経過していない方、又はこれから農業経営を開始する予定の方で、独立・自営就農時の年齢が50歳未満の方  
※親元就農の場合は、新規作目の導入や経営の多角化等経営発展に向けた取組を行うことが条件となります。
2. 本人名義の農地、本人名義で借地した農地で経営を行っている方、又はこれから行う予定の方
3. 独立した農業経営の経営主と認められる方  
(1)本人名義で生産物の出荷・取引、生産資材等の取引をしていること  
(2)本人名義の通帳・帳簿で、経営収支を管理していること  
(3)本人名義で施設や機械を所有又は借用していること  
(4)農業経営に関する主宰権を有していること
4. 市の指示に従い、就農状況の報告、必要書類の提出ができる方

**※その他、詳細につきましては、説明会にてご案内いたします。**

（文書取扱・問合せ：農林課 農業創生係 43-0382）

働く婦人の家主催

## 「はじめてのエクセル」講座

**\*さいとくポイント進呈対象事業です\***

エクセルの基礎を学ぶパソコン講座です。データ入力や基本的な計算方法などを楽しく学びませんか。

- 【開 講 日】7月10日（土）毎週土曜日 午後3時～5時（全12回）  
【場 所】市働く婦人の家（コミュニティプラザパオ2階）  
【条 件】市内在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。  
【費 用】友の会費200円・テキスト代1,000円（初回のみ）  
【持 参 品】筆記用具、ノートパソコン（Windows8.1以降）  
【定 員】6名（応募者多数の場合は事務局による抽選となります）

### ◆申込み◆

- 窓口で直接か、FAXでお申し込みください。
- FAXの場合、必要事項をご記入の上ご応募ください。
- ※必要事項…①講座名「はじめてのエクセル」とご記入ください。  
②氏名（フリガナ）、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢  
⑥区分（女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか）  
⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。
- 受付時間 月～金曜 午前9時30分～午後8時まで  
土 曜 午前9時30分～午後4時まで  
（日曜・祝日は休館）
- 受付期間 6月1日（火）～28日（月）
- 中止もしくは延期となった場合は、個別にご連絡いたします。
- 問合せ先 市働く婦人の家  
TEL：32-6300 FAX：32-6333

（文書取扱：商工観光課）

働く婦人の家主催  
**「はじめてのつまみ細工」講座**  
\*さいとくポイント進呈対象事業です\*

小さな布を折りたたみ、花や蝶などを作る技法を学ぶ手工芸講座です。  
かんざしやピンなどを製作し、伝統工芸に親しみませんか。

- 【開 講 日】 7月12日(月) 毎月第2・4月曜日  
午後1時～3時(全10回)
- 【場 所】 市働く婦人の家(コミュニティプラザパオ2階)
- 【条 件】 市内在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。
- 【費 用】 友の会費200円(初回のみ)・材料費実費負担
- 【持 参 品】 手芸用ピンセット、裁ちばさみ、タオル
- 【定 員】 6名(応募者多数の場合は事務局による抽選となります)

◆申込み◆

- 窓口で直接か、FAXでお申し込みください。  
○FAXの場合、必要事項をご記入の上ご応募ください。  
※必要事項…①講座名「はじめてのつまみ細工」とご記入ください。  
②氏名(フリガナ)、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢  
⑥区分(女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか)  
⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。
- 受付時間 月～金曜 午前9時30分～午後8時まで  
土 曜 午前9時30分～午後4時まで  
(日曜・祝日は休館)
- 受付期間 6月1日(火)～28日(月)
- 中止もしくは延期となった場合は、個別にご連絡いたします。
- 問合せ先 市働く婦人の家  
TEL: 32-6300 FAX: 32-6333

(文書取扱: 商工観光課)

**「ボールペン字」講座**  
\*さいとくポイント進呈対象事業です\*

勤労青少年ホームでは「ボールペン字」講座を開催します。  
縦書きから、日常に役立つ普段使いの横書きまで、丁寧な指導で美しい  
バランスのとれた美文字生活を始めてみませんか。

- 【開講日】 7月3日(土) 毎月第1・3土曜日  
午後4時～5時(全8回)  
詳細なスケジュールは申込み時にご確認ください。
- 【場 所】 市勤労青少年ホーム(集会室)
- 【条 件】 市内在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。
- 【費 用】 当ホーム会員登録料 200円(本年度未登録の方のみ)
- 【準備物】 ボールペン
- 【定 員】 8名(応募者多数の場合は事務局による抽選となります)

◆申込み◆

- 窓口で直接か、電話・FAXでお申込み下さい
- 受付時間 : 月曜～土曜(午後1時～8時) ※日曜・祝日は休館
- 受付期間 : 6月1日(火)～28日(月)
- 問合せ先 : 市勤労青少年ホーム TEL/FAX: 32-6301
- 中止もしくは延期となった場合は、個別にご連絡いたします。

(文書取扱: 商工観光課)

## 市の誘致企業で働いてみませんか

市の誘致企業である「オリンピア工業(株)宮崎工場」が嘱託社員を1名募集していますのでお知らせします。

- 就業場所 : 西都市大字茶臼原286番地2
- 仕事の内容 : 用務員(植栽に興味のある方、歓迎)  
草刈り、庭木の手入れ、事務所・工場周辺清掃、  
工場内清掃、工場内作業、その他附随作業あり  
**※未経験の方にも業務内容は丁寧に指導いたします。**
- 年齢 : 不問(65歳ぐらいまで可)
- 基本給 : 137,500円(別途通勤手当あり)
- 加入保険等 : 社会保険加入
- 就業時間 : 午前8時～午後5時
- 休日 : 日祝、会社指定の土曜日(月平均3回)、GW、お盆、  
年末年始等(計110日)

ハローワークにおいて所定の手続きが必要になります。応募方法や条件等の詳細はハローワーク高鍋(23-0848)又は西都市ふるさとハローワーク(43-1432)までお問い合わせください。

(文書取扱: 商工観光課)

## 令和3年度就業支援講習会

### 調理師試験準備講習会受講生募集

- 対象者 : 県内のひとり親家庭の母もしくは父、及び寡婦の方で調理師実務経験が2年以上あり、県で行われる調理師試験を受験される方
- 講座内容 : 調理師試験準備講座(全14時間程度)
- 日時 : 8/21(土)・22(日)の午前9時～午後4時20分  
\*全日程に出席することが応募の条件となります。
- 会場 : 宮崎県総合保健センター 5階大会議室  
(宮崎市霧島1丁目1番地2)
- 定員 : 30名程度
- 受講料 : 無料(但し、テキストは受講生負担、県内保健所にて購入)
- 応募方法 : 下記必要書類を県内各保健所へ提出
- 必要書類 : 1. 令和3年度就業支援講習会受講申込書(宮崎県母子福祉連合会ホームページからダウンロード、もしくは各地区の母子会会長・市福祉事務所にお尋ねください)  
2. 調理師試験受験願書の写し(受領印のあるもの)  
3. 児童扶養手当証書・ひとり親家庭等医療費受給資格者証の写し
- 応募締切 : 7月30日(金)締切  
※先着順としますので、お早めにお申し込みください。

※「寡婦」とは配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方です。

○お申込や講座に関するお問合せは、以下までお願いいたします。  
財団法人 宮崎県母子寡婦福祉連合会 0985-22-4696  
〒880-0007 宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター内  
ホームページは「宮崎県母子福祉連合会」で検索してください。

(文書取扱: 福祉事務所 子育て支援)

## 「介護職員初任者研修科」 ハロートレーニング公共職業訓練生を募集します

- 訓練の目的：求職中の方が、新たな職業（福祉分野）に必要な基礎知識・専門的技術技能を習得し、種別ごとの資格を取得することにより、即戦力として早期就職を促進するための訓練です。
- 受講対象者：公共職業安定所に求職手続きをされた方で、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦または支援指示を受けられた方。  
ただし、看護師、准看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、ホームヘルパー（2級以上）、介護支援専門員の免許・資格をお持ちの方又は、初任者研修課程、実務者研修課程、介護職員基礎研修課程の修了者は応募できません。
- 訓練内容：介護職員初任者研修課程、福祉用具専門相談員指定講習会、同行援護従業者養成研修一般課程、文書作成、表計算作成、職場実習、他
- その他：雇用保険受給資格者等で公共職業安定所長の受講指示を受けられた方は、訓練期間中に訓練手当が支給されます。雇用保険受給資格がない方でも一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」の制度があります。※詳細は最寄りの公共職業安定所へご相談ください。  
 <新型コロナウイルス感染症の影響により、選考日・訓練期間・内容等の変更もしくは訓練中止となる場合があります。>

訓練科名	介護職員初任者研修科	定員	20名	受講料	無料
訓練期間	8月18日（水）～11月17日（水）までの3か月 職場実習 11月5日（金）～11日（木）5日間				
訓練時間	午前9時～午後4時 毎週月曜日～金曜日（祝日除く）実習は施設で異なる場合有				
訓練場所	西都高等職業訓練校 西都市大字三宅2215番地 43-1087				
費用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教材費17,010円 ※職業訓練生総合保険料（3か月3,000円 全員加入）、演習時等に係る費用及び実習前の健康診断等必要な場合は自己負担</li> <li>●介護職員初任者研修、福祉用具専門相談員指定講習会、同行援護従業者養成研修一般課程の資格取得に必要な法定講習を欠課・欠席で履修できない場合や修了評価試験70点に達しない場合も補講（再試験）が必要です。補講は有料（1時間当たり2,000円）</li> </ul>				
施設見学・説明会及び体験会	実施日：6月28日（月） 実施時間：午後1時20分～3時30分 実施内容：訓練施設の見学及び介護職員初任者研修科の訓練内容説明・体験会 ※本訓練校の訓練施設見学・説明会・体験会への参加は、求職活動としてハローワークに認定されます。申込みは直接西都高等職業訓練校までご連絡ください。				
応募方法 募集期間	入校希望者は、最寄りの公共職業安定所で相談いただき、入校願を提出してください。 6月2日（水）～7月13日（火）まで				
選考日 選考場所	7月21日（水） 西都高等職業訓練校 無料駐車場あります。 ◎受付 午前9時30分～9時50分（遅刻及び欠席の場合は辞退とみなします。） ◎適性検査・面接 午前10時～12時30分（人数によって異なります。） ※携帯品・・・筆記用具（鉛筆3本）、上履き（スリッパ等）をご持参ください。				

### 【取得可能な資格】

全課程を履修し評価試験に合格した者  
 ・介護職員初任者研修課程修了  
 ・福祉用具専門相談員指定講習会修了  
 全課程を履修した者  
 ・同行援護従業者養成研修一般課程修了

### 【総訓練時間 361時間（61日間）】

学科 188時間 実技 173時間  
 （職場見学・体験・実習42時間含む）  
 訓練を修了するには学科、実技の訓練設定時間のそれぞれ80%以上の受講が必要です。

### 実施主体：宮崎県立産業技術専門校

TEL 42-6509 FAX 42-6511

### お問い合わせ先（公共職業安定所）

宮崎：0985-23-2245  
 高鍋：23-0848

（文書取扱：商工観光課）

創業や事業承継をご検討されている皆様へ  
**【第2期】創業等支援事業補助金申請の募集について**

市では、新たに創業する方や事業を引き継ぎ、新事業・新分野に挑戦する方に対して、補助金を交付します。

1. 対象となる補助事業者

- (1) 補助金の申請年度内に創業等を行うこと
- (2) 市内に事業所を設置し、継続して事業を行うこと
- (3) 週5日以上、午前11時から午後2時までの3時間を含む時間に事業を営み、かつ、創業等後同一の場所において2年以上継続して事業を営むことができる見込みがあること
- (4) 事業承継により補助金の申請をする場合は、市で指定する支援機関からの支援を受けること
- (5) 西都商工会議所または西都市三財商工会に加入し、継続的に経営指導を受けること
- (6) 空き店舗や空き家等を活用して創業等を行う場合は、その所有者、所有者の配偶者及び2親等以内の血族または姻族並びに所有者と生計を同一にする者でないこと
- (7) 市税等の滞納がないこと

2. 補助対象となる主な業種 小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業など

3. 補助対象経費 創業等に必要官公庁への申請書類作成等に係る経費、事業所等借入費、設備費、広報費、委託費など

4. 補助金の額 補助対象経費または以下の補助基本額及び加算額の合計金額のいずれか低い額（千円未満は切り捨て）

補助基本額	50万円	
加算額	補助金の交付申請日に40歳未満の者が行う創業等	50万円
	市で指定する業種で行う創業等	30万円
	市で指定する中心市街地エリアで行う創業等	30万円

5. 補助申請の募集期間 **6月1日（火）～30日（水）まで**

6. その他

- (1) 事業申請前に必ず、商工観光課、西都商工会議所、西都市三財商工会、まちづくり西都KOKOKARA（ココカラ）のいずれかへご相談ください。
- (2) 募集後に選考委員会を行い、申請者には**事業内容のプレゼンテーション**を行っていただきます。現在選考委員会開催日は未定ですが、**8月上旬～中旬頃**の開催を検討しております。
- (3) 補助金の交付決定を行う前に事業に着手している場合（既に関業している、事業所等の賃貸借契約を締結済み、新設工事や改装工事を既に開始しているなど）は、補助対象外となりますのでご注意ください。
- (4) **年間計4回程度（4月・6月・9月・12月）**の募集を実施する予定です。その他詳しい要件等は、商工観光課までお問合せください。

（文書取扱・問合せ：商工観光課 まちづくり振興係 43-3222）

## 市営住宅の入居者募集について

### ◆「定期募集(抽選会)」について

1. 抽選会開催月(奇数月) : 5月・7月・9月・11月・1月・3月
  2. 抽選会日時・会場 : 毎回25日前後、午前10時開始、市コミュニティセンターにて
  3. 入居申込
    - ・申込用紙を記入の上、必要書類(住民票、所得証明書等)を添付してお申し込みください。
    - ・申込受付日以降の直近開催月から抽選会に参加できます。
- ※7月抽選については、6月末までに申込完了の方が対象**
4. 抽選会開催の通知
    - ・入居希望住宅が空家になった場合に、抽選会参加者として抽選会の詳しい情報(空家状況、開催日時等)を通知します。

### ◆「随時募集」について

申込順に入居受付を行う随時募集も行っております。随時募集住宅の最新の情報は以下までお問い合わせください。今回の定期募集住宅のうち、一部の住宅について入居希望がない場合、抽選会終了後、随時募集に切り替えます。なお、定期募集との同時の申込みはできませんのでご注意ください。

※市営住宅の空き家数について

(5月18日現在)

住宅名	空家数	住宅名	空家数	住宅名	空家数
三宅	13	国分	0	宮之下	3
稚児ヶ池	56	島内	1	鹿野田	9
稚児ヶ池南	5	南方	26	山田	14
酒元	10	杉安	6	都於郡	0
妻東	9	椿原	15	岩崎	2
白馬	6	たて野	0	再開発	10
瀬口	9	札の元	2	合計	196

(文書取扱・問合せ: 建築住宅課 住宅係 43-0379)

新型コロナウイルス対応のための経営相談体制事業

## 新型コロナウイルス対策個別相談会

### 開催のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向けの個別相談会を開催いたします。事業再構築補助金をはじめ、各種補助金の申請書作成に関する相談やその他経営に関する相談等ができますのでこの機会にぜひご利用ください。

#### 【相談内容】

新型コロナウイルスに関連する経営相談

- ・事業再構築補助金、小規模事業者持続化補助金、ものづくり補助金、IT導入補助金の申請に関する相談
- ・その他経営に関する全般的な相談

#### 【開催日】

6月2日(水)・16日(水) 7月7日(水)・21日(水)  
8月4日(水)・18日(水)

【開催時間】 各日午後1時30分～4時30分

【相談料】 無料

【会場】 西都商工会議所

【定員】 各日2事業所(1事業所60分～90分を予定)

【相談員】 中小企業診断士 津曲 計一郎 氏  
中小企業診断士 鳥越 健一 氏

【申込】 TEL・FAX・E-mailでお申し込みください。

【申込・お問合せ】 西都商工会議所 中小企業相談所 担当: 川上・日高  
TEL: 43-2111 FAX: 43-5722  
E-mail: scci@miyazaki-cci.or.jp

(文書取扱: 商工観光課)

## 西都市青少年育成センター便り

### 相談電話のお知らせ

#### ～保護者の皆さん～

子どもさんのことで、悩みや心配ごとはありませんか。

- 学習に関する事
- しつけに関する事
- 交遊関係に関する事
- 行動に関する事
- その他子どもさんの健全育成に関わる事

などについて、西都市青少年育成センターでは、相談のための専用電話を開設しています。

じどう せいと

#### ～児童・生徒のみなさん～

学校のことで、悩みや心配ごとはありませんか。  
家庭のことで、悩みや心配ごとはありませんか。  
相談電話がありますので、利用してください。

相談電話 4 3 - 1 6 1 6

どんなことでも気軽に相談をして、いっしょに考えましょう。  
曜日と時間は以下のとおりです。

火・水・木曜日の、原則として、午後1時～午後4時まで

(文書取扱・問合せ：西都市青少年育成センター  
＜社会教育課内 43-3479＞)

## 西都市地域子育て支援センターつばさ館

主に家庭で子育てをしている保護者とお子さんが集まり、情報交換したり、お子さんと一緒にみんなで遊べる交流の場です(利用料は無料です)。

＜6月の行事予定＞

※新型コロナウイルス感染症の影響により、変更または中止となる場合があります。

- 1日(火) 6月の制作(今月中随時)
  - 2日(水) 助産師さんに聞いてみよう①(予約制) AM10:00～  
(身体測定&手形足形をとる成長記録会も実施します)
  - 4日(金) リトミック♪(予約制) AM10:30頃～
  - 7日(月) 給食試食会(予約制) ※1食350円
  - 9日(水) ベビーフォト体験会(予約制) 参加費500円
  - 10日(木) 誕生会(6月生まれ)(予約制) AM10:30頃～
  - 14日(月) ～父の日のプレゼント制作(18日まで随時)
  - 16日(水) アタッチメントベビーマッサージ(予約制)  
(参加費:500円 オイル代込み) AM10:30頃～
  - 17日(木) おでかけ支援(生きがい交流広場) AM10:30頃～
  - 21日(月) 助産師さんに聞いてみよう②(予約制) AM10:00～  
(身体測定&手形足形をとる成長記録会も実施します)
  - 22日(火) ベビーフォト体験会(予約制) 参加費500円
  - 24日(木) 給食試食会(予約制) ※1食350円
  - 25日(金) つばさ館カフェ(予約制) AM10:30頃～参加費200円
  - 29日(火) 親子クッキング(予約制) AM10:30頃～※参加費150円
- ※ベビーフォトの予約は6月1日から受け付けます。

◆支援センターつばさ館概要(駐車場は横にあります)

- 【住所】西都市白馬町3番地(認定こども園こどもの家敷地内)
- 【連絡先】TEL: 43-1049 FAX: 43-1079
- 【利用時間】月曜～金曜: 9時～15時、土曜: 9時～12時(育児相談可)
- 【子育て相談】電話・来園・訪問での相談は随時お受けします。
- 【一時保育】料金・時間は1時間単位(1時間350円、4時間1,200円)  
詳しくはお電話ください。

(文書取扱: 福祉事務所)